

W T O ・ F T A 交渉に関する件

W T O（世界貿易機関）交渉は、本年 8 月 1 日に、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされました。また、F T A（自由貿易協定）については、現在、韓国、マレーシア、タイとの交渉が行われています。

W T O 及び F T A における農業分野の交渉においては、農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給率向上が可能な貿易ルールが実現することが求められています。特に W T O 農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることをないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給率の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めることが求められています。また、上限関税の設定や関税割当数量の拡大は、わが国農業の現実からみて問題があります。

さらに、国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には応じないこと、及び行き過ぎた A M S（助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律の確保が求められています。

よって、国会及び政府におかれては、今後の F T A 交渉では、国内農業へ打撃を与え、W T O 農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから農林水産物の関税撤廃・削減を行わないこと、及び情報公開の徹底、各国の農業者や消費者・市民の声を反映することなどに向け、特段の取り組みをされるよう強く要請するものです。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

様

仙台市議会議長 鈴木 繁 雄